

東久留米市いじめ防止対策推進基本方針

第1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

東久留米市いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校内外におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、東久留米市（以下「市」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や東久留米市いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態※への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

第4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、学校の設置者及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

※重大事態の定義は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条による

（参考）第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

学校は、児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組を教育活動全体を通して進めるとともに、児童・生徒による主体的な取組への支援を通じて、豊かな情操と道徳的实践力を培い、集団の一員として責任をもって行動することの理解を促す。

2 教員の指導力の向上と組織的対応

教育委員会は、教員のいじめ問題への「鋭敏な感覚と的確な指導力」や、児童・生徒を「深く理解する能力」の向上に向けて研修の充実を図る。学校は、日頃から児童・生徒、保護者との信頼関係の構築に努め、児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、校内での情報共有に努め、被害児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

3 保護者・地域・関係機関との連携

学校、保護者、地域及び関係機関は、いじめ問題解決に向けて連携し、情報を共有する体制を構築する。保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。また、学校、保護者、地域、関係機関は、いじめの情報を得た場合には、速やかに相互に連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

4 いじめ問題の解決に向けた行動

児童・生徒は、集団の一員として、問題解決に向けて「主体的に取り組む姿勢」をもち、閉鎖的、排他的にならず、「対等な人間関係を構築する」ことを目指す。

第5 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定、平成29年3月14日改訂）」やこの基本方針を参酌※し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。（法第13条）

2 組織等の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、学校いじめ対策委員会を置き、いじめに関わる情報の共有化と組織的対応の核とする。（法第22条）

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「継続指導」及び「重大事態への対処」の五つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

※参酌

他と比べ合わせて参考にすること。

(1) 未然防止

いじめを生まない、許さない学校づくり

- ア 児童・生徒が、誰とも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任をもって行動できるような規律ある集団づくり
- イ 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成

いじめに関する教員・児童・生徒の理解を深める

- ウ 「いじめに関する授業」の年3回の実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- エ いじめの問題の理解と対応に関わる年3回の校内研修等を通じた教職員の資質の向上
- オ 児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進

インターネットを通じて行われるいじめへの対策の推進

- カ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、これに効果的に対処することができるようにするための児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動

児童・生徒の取組を支える

- キ 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ク 学校の教育活動全体を通じた、教員と児童・生徒との信頼関係の構築
- ケ 家庭訪問、教育相談や面談などを通じた家庭との緊密な連携・協力及び、問題発見への努力
- コ 特に配慮を要する児童・生徒（特別な支援を要する児童・生徒、LGBT、外国につながる児童・生徒等）への理解促進

(2) 早期発見

教職員一丸となった組織的対応

- ア 各学期に1回の定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握と児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- イ スクールカウンセラーによる、小学校第5学年及び中学校第1学年全員を対象とした個別面接の実施
- ウ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- エ いじめあるいはその兆候を発見した教員による上司及び学校いじめ対策委員会への報告
- オ 行動記録や定例会議等による、いじめに関する情報の学校いじめ対策委員会並びに教職員全体との確実な共有
- カ いじめの事実を早期に学校、家庭及び関係機関等に知らせることを促す指導の実施

(3) 早期対応

いじめの解決に向けた行動

- ア いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織対応
- イ いじめた児童・生徒に対して、教育的配慮の下、毅然とした態度による指導

- ウ いじめを見ていた児童・生徒に対して、自分の問題として捉えられるようにする指導の徹底
- エ いじめられた児童・生徒の保護者との面談や実態に応じた支援及び助言
- オ いじめた児童・生徒の保護者との面談や実態に応じた協力要請及び助言
- カ いじめの状況に応じ、関係児童・生徒の保護者による協議の場の設定
- キ いじめが発生した学級等の保護者に対する、個人情報に十分配慮した上での、速やかな事実関係等の説明及び解決に向けての協力要請

いじめられた児童・生徒を守る

- ク いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わず他の集団の誰かに相談することを促す指導の促進
- ケ いじめられた児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- コ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

徹底した対応

- サ 関係機関や専門家等との相談・連携
- シ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との相談など

(4) 継続指導

いじめが解消するまで支える

- ア 「いじめの指導状況管理一覧」シート※を活用した、記録等に基づくきめ細かな指導と継続的な対応による再発防止
- イ 「いじめの指導状況管理一覧」シート及び不登校の「個別支援シート」を活用し、重大事態か否かの判断を行うとともに、いじめ問題に関連した調査を必要に応じて実施し、指導や再発防止に活用
- ウ 被害児童・生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3カ月以上継続し、かつ、被害児童・生徒自身並びに保護者が心身の苦痛を感じていないと確認できるまで指導を継続
- エ 指導を継続している期間中における、いじめの加害及び被害の児童・生徒双方との定期的な面談等による改善状況の把握

(5) 重大事態への対処

事実を明らかにする姿勢

- ア いじめられた児童・生徒の安全の確保
- イ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ウ 関係機関や専門家等との相談・連携
- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

※ 「いじめの指導状況管理一覧」シート

本市立小・中学校において、いじめの認知、その後の状況等を把握し、組織的に対応するための管理用シート。いじめの把握からその後の指導の経緯を記録する。指導状況を校内で共有するとともに、毎学期末に教育委員会に提出し、指導状況の共通理解を図っている。

- オ いじめた児童・生徒の指導、人権上の配慮及び保護
- カ 全ての児童・生徒に対する指導・心理的援助
- キ 重大事態発生についての教育委員会への報告
- ク 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は教育委員会が行う調査への協力
- ケ 重大事態の調査結果についての市長が行う調査（再調査）への協力

第6 市における取組

1 東久留米市いじめ問題対策連絡協議会の設置（条例第9条）

市は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「東久留米市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。

主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・教育委員会又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- ・その他、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項

2 東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（条例第10条）

教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として、専門的な知識及び経験を有する者から構成される「東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。

東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会は、重大事態が発生した場合には、調査を行い、事実関係の究明を行う。調査の客観性及び信頼性を確保するため、いじめを受けた児童・生徒の保護者の要請により推薦する者を委員に加える。

主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議
- ・学校からのいじめの通報相談に対する、第三者機関としての当事者間の関係の調整、解決
- ・教育委員会が行ういじめの防止等のための対策への支援
- ・学校において重大事態が発生した場合における、学校や教育委員会の関わりや責任を含めた事実関係を明確にするための調査並びに報告書の作成

3 東久留米市いじめ問題調査委員会の設置（条例第11条）

学校で重大事態が発生し、条例第10条第4に基づき教育委員会が調査した結果又は基本方針第5条第3項（5）に基づき学校が調査した結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、公平、公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される市長の附属機関「東久留米市いじめ問題調査委員会」を設置し、再調査を行うことができる。

4 教育委員会によるいじめ防止等に関する具体的な取組

(1) 学校への支援

学校と共にいじめの問題に取り組み、学校訪問等を通じて、いじめ防止等の取組に関する指導・助言を行う。また、いじめの件数の多寡によって学校や学級に課題があるというとらえ方をせず、日常的な学校の取組の重要性を周知する。

(2) いじめの実態把握

各学校におけるいじめに関わる指導状況を「いじめの指導状況管理一覧」シート等により把握し、学校に対して指導・助言を行う。

(3) 相談及び受け入れ体制の整備

いじめ防止に関する啓発活動を進めるとともに、いじめに関する通報及び相談を来所、電話及びメールなどで受ける窓口や体制を整備し、児童・生徒及び保護者等に周知する。

(4) 関係機関等と連携した取組の推進

民生・児童委員、こども家庭センター、警察、児童相談所、児童館、学童保育所、福祉機関や医療機関、その他の関係機関などと、定期的に情報共有の機会を設けるとともに、日常的な情報共有を推進する。

(5) 重大事態への対処

東久留米市教育委員会又は学校は、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」を認めた段階又は児童・生徒や保護者から重大事態の申し立てがあった時は、「重大事態」が発生したものとして対応を開始する。

(6) 教職員の資質能力の向上

具体的な事例の活用等により、いじめの問題の理解と対応について、経験年数や職層に応じた研修を実施する。また、必要に応じ、学校の実態やいじめの事例に基づき個別に指導・助言を行う。

いじめに関わる指導資料等の活用の推進を図る。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

警察、関係団体等と連携した生活指導主任会などで具体的な対策などを情報交換する。また、情報教育支援員を学校に派遣し情報モラル教育を支援する。

(8) 啓発活動

いじめ防止のための広報その他の啓発活動を推進する。

(9) いじめ防止等のための調査研究の実施

いじめ防止等のための調査研究及び検証などを行い、その成果を普及する。

第7 保護者の責務

保護者には、いじめの定義を教育委員会、学校と共有し、その保護する児童・生徒の健全な育成に向けて、必要な対応を行うよう期待する。そのため、次の内容について、教育委員会、学校が協働し、保護者に周知し、協力を努めることを求める。

(1) 保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行う。

(2) 保護する児童・生徒がいじめを行った疑いがある場合には、学校や関係機関と協力しながら、事態の解明に努める。

- (3) 保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童・生徒をいじめから保護する。
- (4) 市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。

第8 その他

- 1 市は、この方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。
- 2 この基本方針に定めるもののほか、この基本方針の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成30年4月1日に一部改定し、施行する。

この方針は、令和6年12月25日に一部改定し、施行する。